

【令和3年度】

障がい福祉サービス等支給決定

ガイドライン作成部会資料

芦屋市の現状

①障がい福祉サービス利用者数

サービスの利用者数は増加（利用者は5年で3割程度増加。特に児童の伸びは顕著）

	H28	H29	H30	R1	R2
18歳以上（成人）	469人	509人	506人	499人	546人
18歳未満（児童）	122人	172人	204人	248人	245人

②公費負担額

利用者数及び1人当たりの利用量の増加により大幅に増加（5年間で260,000千円増）

	H28	H29	H30	R1	R2
サービス給付費	1,062,178	1,130,033	1,158,101	1,238,623	1,321,891

ガイドラインの基本的な考え方について

【ガイドラインの策定根拠】

- ・支給決定基準は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下、「事務処理要領」という。）に基づき作成する。

【ガイドラインを策定する意義】

- ・事務処理要領では、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当」と規定されている。
- ・介護給付費等の費用が増え続けている状況の中、今後限りある予算を公平かつ適正に執行するためにも、一定の基準等を定め、また、この基準を広く公開することにより、公平かつ適正な支給決定事務を行うことができる。
- ・相談支援事業所にとって、サービス等利用計画案を作成する際に参考資料となる。
※相談支援事業所向けのマニュアルは別途作成しているため、ガイドライン策定においてはマニュアルを参考にします。

【ガイドラインの性質】

- ・支給決定するための基準を定めたものであり、支給量の上限を定めたものではなく、個別に支給決定をしていく。

ガイドラインの構成案

① 支給決定の総論

- ・ガイドラインの基本的な考え方について ※ 1 ページ目のスライド参照
- ・サービス利用までの流れについて
- ・支給決定における体制について（相談体制，審査会等の説明）

② 障がい福祉サービスに関する内容

- ・支給決定の際の勘案事項について
- ・各種サービスの内容，支給決定期間，利用対象者，留意事項等
- ・障がい児通所支援，地域生活支援事業（移動支援，日中一時支援）について

③ その他（どこまで記載するかは要協議）

- ・非定型審査会について
- ・Q&A集
- ・利用者負担，介護保険との兼ね合いについて等

支給決定の総論

○サービス利用までの流れについて

- ・サービス利用の相談・申請からサービスの利用開始までを図示した表を利用。
- ・利用者，相談支援事業所，市，それぞれがいつ・どのような手続きをすればいいかを図示する。
※相談支援事業所向けマニュアルを引用する予定

○支給決定における体制について（相談体制，審査会等の説明）

- ・指定特定相談支援事業所
- ・障害支援区分認定審査会
- ・基幹相談支援センター
- など

障がい福祉サービスに関する内容

○支給決定の際の勘案事項について

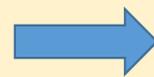
・支給決定にあたり、以下の勘案事項を踏まえて支給決定する（例）

- ①障害支援区分
- ②障がいの種別及び程度
- ③その他心身の状況
- ④障がいのある人等の介護を行う者の状況
- ⑤他サービスの利用状況（障がい児通所支援，介護保険，保健医療サービス等）
- ⑥本人の利用意向の具体的内容（児童の場合は保護者）
- ⑦障がいのある人等の置かれている環境
- ⑧サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について

- ・各種サービスの内容
- ・利用対象者
- ・支給量の単位（〇〇時間／月 〇〇日／月）
- ・留意事項等



事務処理要領，厚労省通知，
計画相談マニュアル等から抜粋

- ・標準支給量
（例）区分6の方の居宅介護の標準支給量を80時間とする



芦屋市での支給決定実績，阪神間
各市の状況等を参考に部会で協議

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・サービス内容

⇒障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

・利用対象者

⇒障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する者・・・（以下略）

・支給量の単位

⇒〇〇時間（30分単位）／月

・留意事項等

⇒1回当たりの利用可能時間について、家事援助は1.5時間以内、身体介護は3時間以内とすること
1日に居宅介護を複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない など

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【尼崎市】

障害支援区分	標準基準時間		
	世帯状況A	世帯状況B	世帯状況C
区分1	14時間	20時間	40時間
区分2	18時間	25時間	50時間
区分3	25時間	35時間	70時間
区分4	32時間	45時間	90時間
区分5	39時間	55時間	110時間
区分6	46時間	65時間	130時間
障がいのある児童	勘案事項により支給量が大きく変化するため設定なし		

※世帯状況について A：介護者が常時介護できる B：A・Cに当てはまらない C：単身，介護者が常時介護できない等

・他にも，サービスの標準提供時間・回数，2人介護の支給決定について規定している

（例）食事介助：基準時間0.5時間（状況により1.0時間まで可） 標準提供回数3回／日

入浴介助：基準時間1.0時間（状況により2.0時間まで可） 標準提供回数3回／週

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【西宮市】

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	重度包括 支援対象
支給量	15	20	30	40	50	60	80

※知的又は精神障害者の単身生活者（家族等が要介護状態等であるため、同居していても適切な支援が得られない場合を含む）については、認定調査項目において、2-8「金銭管理」、2-10「日常の意思決定」、2-12「調理」、2-13「掃除」、2-14「洗濯」、2-15「買い物」のいずれもが「支援が不要」以外に該当し、特に支援が必要と認められる場合は、区分に関わらず、最大60時間／月とします。

※障がいのある児童は、区分1：10時間、区分2：20時間、区分3：40時間

※他にも、2人介護の支給決定について規定

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【伊丹市】

日中活動サービス利用者・非利用者で区分け ※（）内は利用者

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	最重度
身体介護・家事援助・通院等介助	10(10)	20(15)	30(20)	40(25)	55(30)	60(40)	80(60)
身体介護中心・通院等介助なし	5(5)	10(5)	15(10)	20(15)	35(20)	50(30)	80(60)
身体介護中心・通院等介助なし	5(5)	10(10)	15(10)	20(10)	20(10)	10(10)	—

※介護者の状況による支給量の調整を規定

⇒介護者の有無，年齢，在宅時間，健康状況，利用者以外の同居障がい者介護者をそれぞれ数値化。

数値によって，支給量×0.8～1.2としている

※他にも，2人介護の支給決定について，深夜・早朝の支給基準を規定

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【宝塚市】

障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 6 の 重症心身
支給量	25	30	40	50	60	70	90

※加算について

単身世帯，介護者が65歳以上の世帯，介護者が障害者手帳を所持の場合は，上記標準時間×1.5倍

※留意事項をかなり詳細に記載している

（例）・1回あたりの居宅介護の利用時間は1.5時間以内を基本

- ・グループホーム入居者や入院中の者は原則利用不可
- ・資格を持った同居家族による援助は不可

※他にも，具体的なサービス内容などを規定

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【川西市】

※身体介護

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分6の重症心身
支給量	10	15	20	40	60	90	120

※家事援助

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分6の重症心身
支給量	15	20	30	40	50	60	80

※他にも、「運用上の基本的な考え方」として、留意事項を詳細に記載している

※2人介護の支給決定についても規定

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について（例：居宅介護）

・標準支給量

【神戸市】

区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
A	身体	25	10	18	30	48	67
	家事		25	25	25	25	25
B	身体	20	8	15	25	40	56
	家事		20	20	20	20	20
C	身体	15	7	12	20	32	45
	家事		15	15	15	15	15

※ A：介護者なし，介護者が介護できない理由あり（要介護等認定等）

B：別居の介護者あり，介護者が日中不在（日中就労している等），介護者が他の介護もしている等

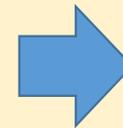
C：A・B以外

※他にも，個々具体的に利用時間数を設定（食事介助：30分，入浴：1時間等），2人介護の基準

障がい福祉サービスに関する内容

○標準支給量の決め方について（まとめ）

各市において標準支給量等の取扱いが異なるサービス
※訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護等），
短期入所，障がい児通所支援



部会協議事項

各市において標準支給量等の取扱いが同じサービス
※日中活動系サービス（就労系，自立訓練，生活介護→当該月日数△8日），共同生活援助，地域相談支援等→当該月日数



部会協議事項ではない

障がい福祉サービスに関する内容

○標準支給量の決め方について（まとめ）

各市において標準支給量等の取扱いが異なるサービス
※訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護等），
短期入所，障がい児通所支援



部会協議事項

【標準支給量を決める上でのポイント】

- ・各市の決定内容
- ・芦屋市における支給決定状況 など

その他

○非定型審査会の開催について

⇒個々の障がいのある人の事情に応じ、標準支給量と乖離する支給決定（これを「非定型」の支給決定と言います。）を行う必要がある場合には、審査会に意見を聞いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

※非定型審査会を開催するかどうか、開催するのであればどの案件について審査していただくのか要検討

○Q&A集

⇒お問い合わせの多い事項については、ある程度作成する予定です。

○地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時事業）

⇒障がい福祉サービスと同様、サービスの概要、利用対象者等を記載するとともに、標準利用時間についてはガイドライン部会で協議する予定。特に移動支援事業は、この間利用方法に課題を抱えていますので、事業者を部会にお呼びして、ヒアリング等を行う予定です。